

ふじさわ自殺対策計画の中間報告について

1 はじめに

平成18年10月に自殺対策基本法が施行され、これまで個人の問題と認識されがちであった「自殺」は、社会の問題と認識されるようになりました。国を挙げて自殺対策が推進された結果、自殺者数の年次推移は減少傾向にあり、着実に成果を上げてきておりますが、依然として自殺者数の累計は毎年2万人を超える状況が続いています。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労や生活困窮、育児、介護疲れ、いじめ、孤立などの様々な社会的要因があります。

自殺対策を推進していくためには、社会における「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低減させていく必要があります。

このため、本市では、全ての人がかけがえのない個人として尊重される社会、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現をめざして、平成31年3月に「ふじさわ自殺対策計画 ～気づき つながる いのちを支える藤沢市～」を策定しました。

本計画は、国の自殺総合対策大綱を踏まえ、令和元年度から令和5年度までの5年間を計画期間としており、策定から3年目にあたる今年度に計画の中間報告を行うものです。

ふじさわ自殺対策計画 基本理念・基本方針

基本理念

自殺対策基本法における基本理念を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない藤沢市」をめざします。

基本方針

自殺対策は、個人的な問題としてのみ捉えるべきものではなく、背景にある社会的な要因があることを踏まえて、社会的な取組として実施し、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ「生きることの包括的な支援」として実施していきます。

2 計画の数値目標及び現状

本計画では、平成28年の自殺死亡率※12.9を基準に、令和元年～令和5年の5年間で15%以上減少させることを目標としており、令和5年の自殺死亡率※を11.0以下にすることを目標としています。

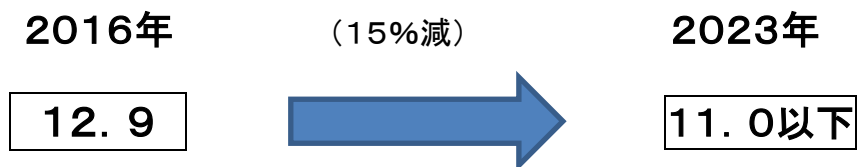
令和2年の本市の自殺死亡率※は、9.2となっており、目標を達成していますが、令和3年に入り自殺者数が増加し、令和3年1月から11月の暫定値は12.0となっておりま

※自殺死亡率とは、人口10万人あたりの自殺者数

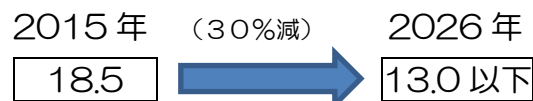
計画の数値目標 (ふじさわ自殺対策計画から抜粋)

2016年の人口動態自殺死亡率を15%以上減少させ、2023年の自殺死亡率を11.0以下とすることを目標とします。

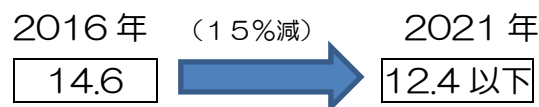
【藤沢市：ふじさわ自殺対策計画】5年計画 2019年度～2023年度



※参考 【全国：自殺総合対策大綱】10年計画



【神奈川県：かながわ自殺対策計画】5年計画

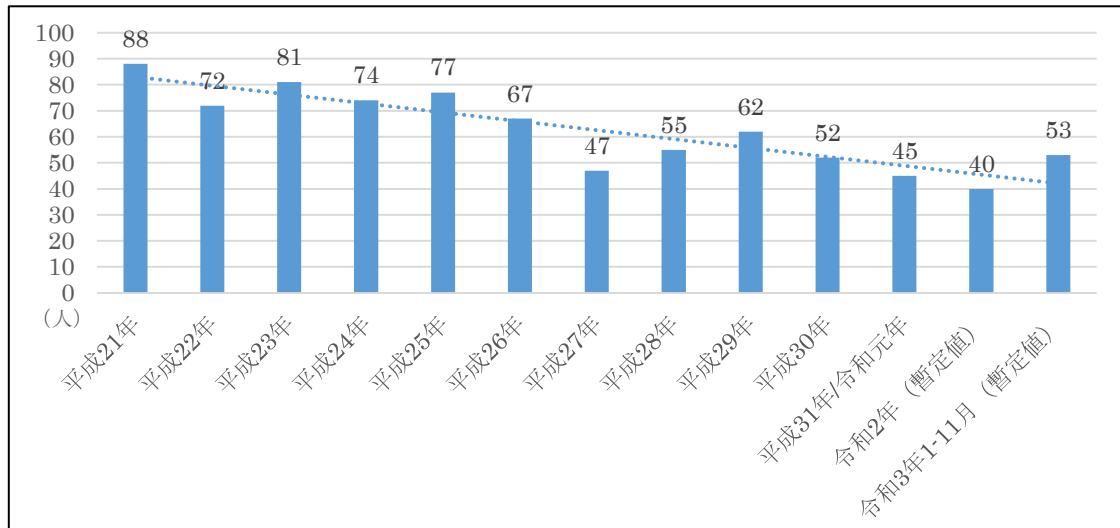


3 藤沢市の自殺の実態

(1) 自殺者数の年次推移

本市の自殺者数は、平成21年の88人をピークに、ゆるやかな減少傾向にあります。令和2年の暫定値は40人となっていますが、令和3年1月～11月の暫定値では、すでに53人と、令和2年を超える自殺者数です。

図1 藤沢市の自殺者数

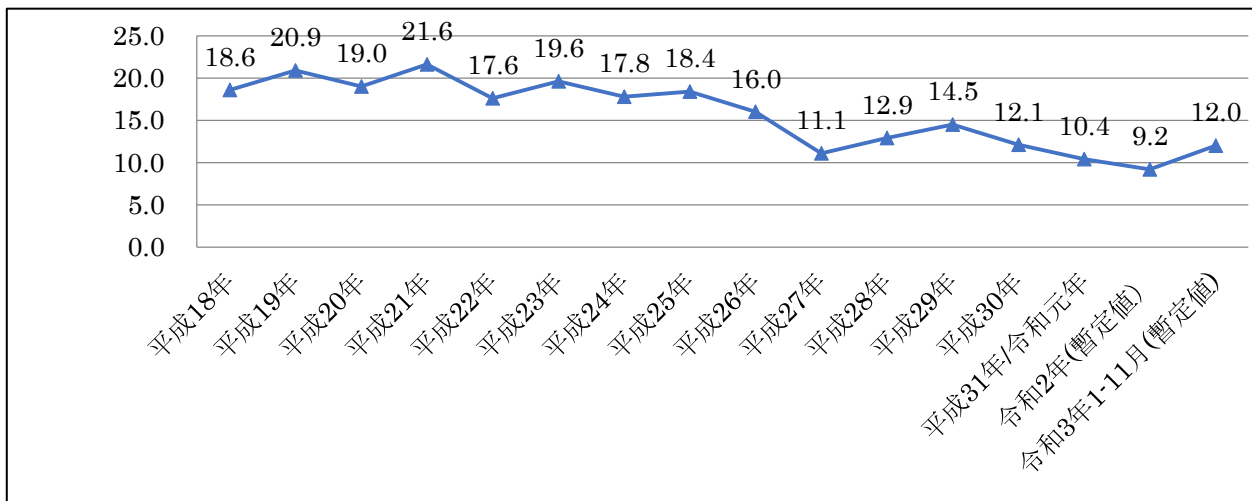


※平成21年から令和元年は神奈川県衛生統計年報より引用。令和2年から3年は厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」引用のため、暫定値とした。

(2) 自殺死亡率の年次推移

本市の自殺死亡率は、平成21年の21.6をピークにゆるやかに減少傾向にありました。令和2年の厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」では、本市の自殺死亡率は9.2まで下がりましたが、令和3年1月～11月は、12.0と上昇しています。

図2 藤沢市の自殺死亡率

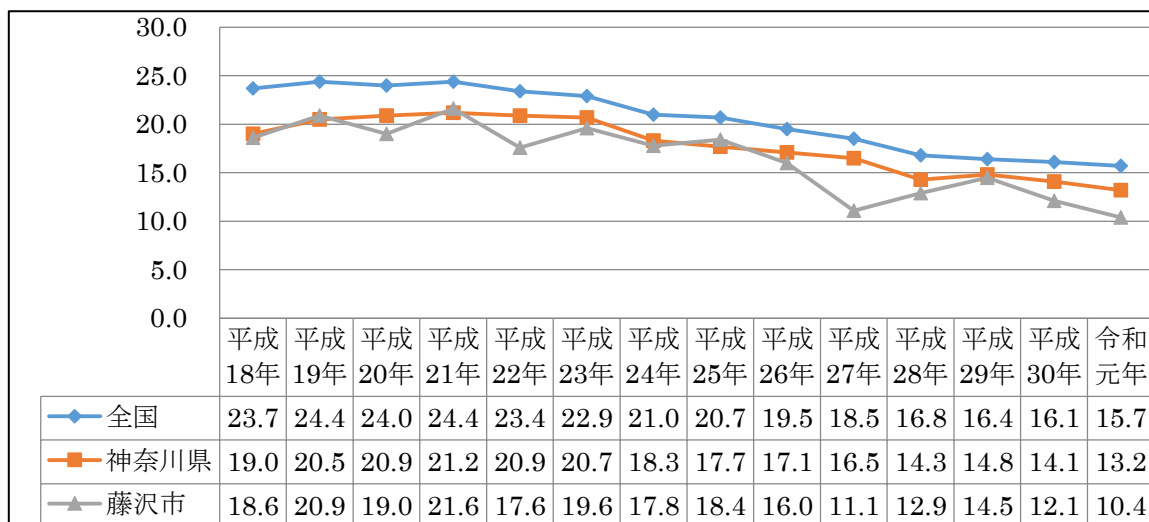


※平成21年から令和元年は神奈川県衛生統計年報より引用。令和2年から3年は厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」引用のため、暫定値とした。

(3) 全国及び神奈川県との比較

全国及び神奈川県との比較では、本市の自殺死亡率は、全国や神奈川県と比べて低くなっています。

図3 全国・神奈川県・藤沢市の自殺死亡率



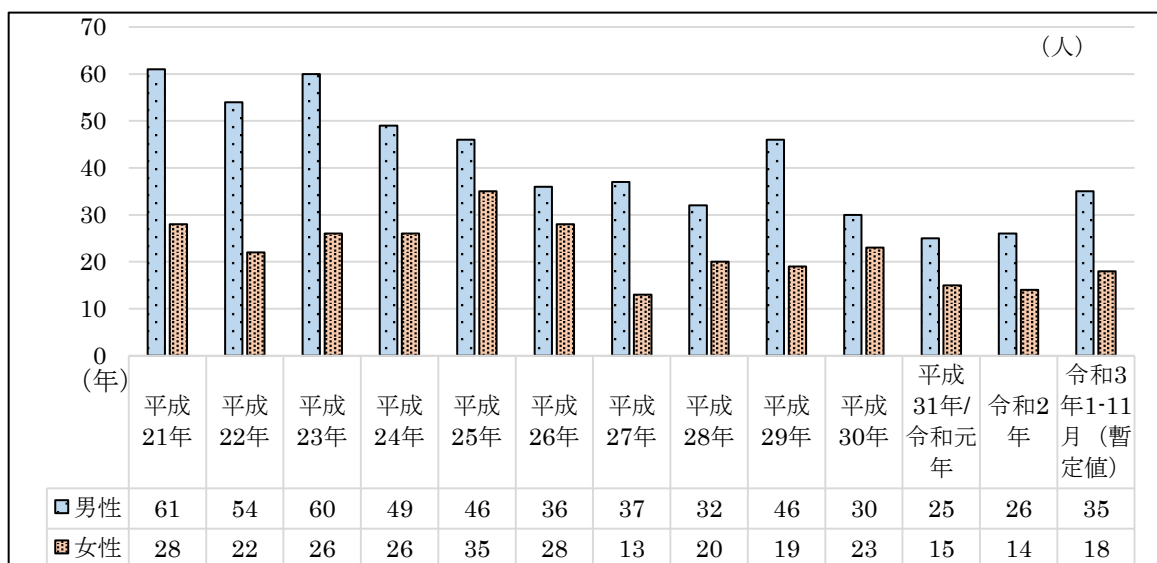
神奈川県衛生統計年報より引用

(4) 男女別・年代別自殺者数

ア 男女別の自殺者数

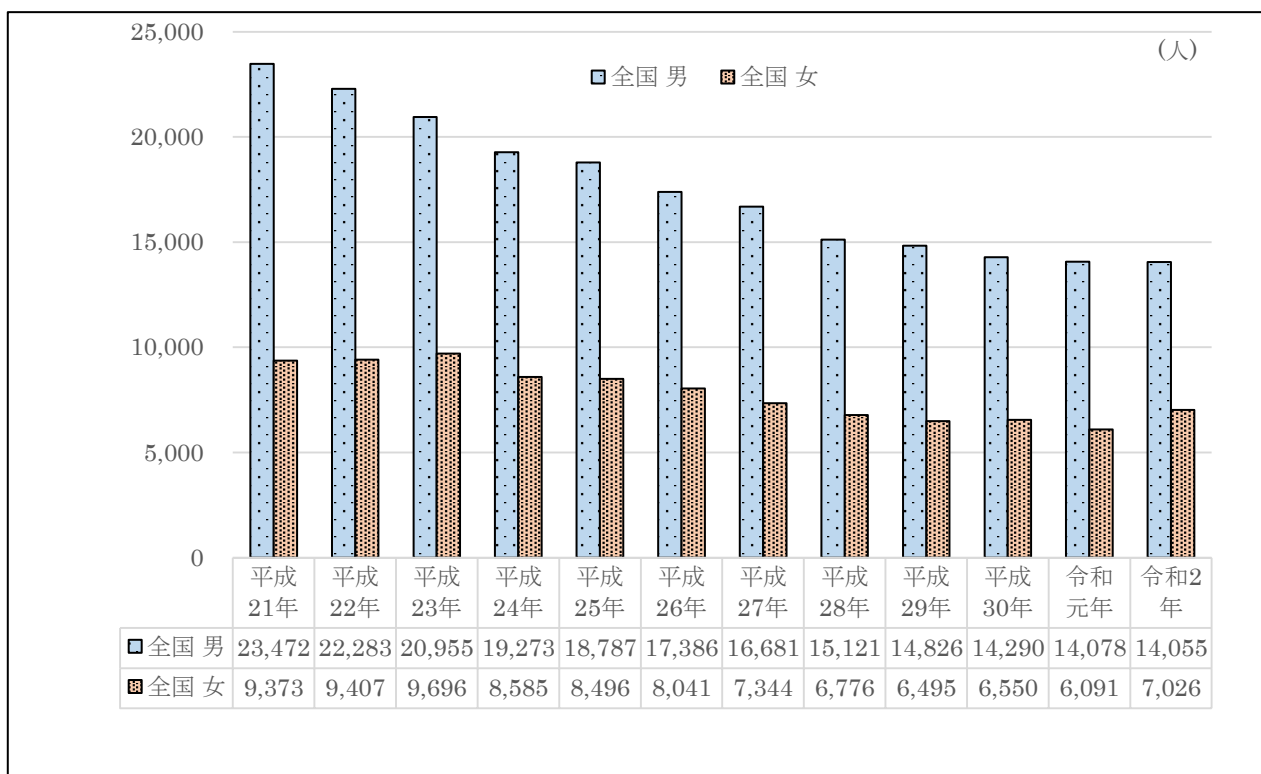
男女別では、全国・県と同様女性よりも男性の自殺者が多く、近年の傾向では、本市の男女比は、概ね6対4となっています。

図4 藤沢市の男女別自殺者数



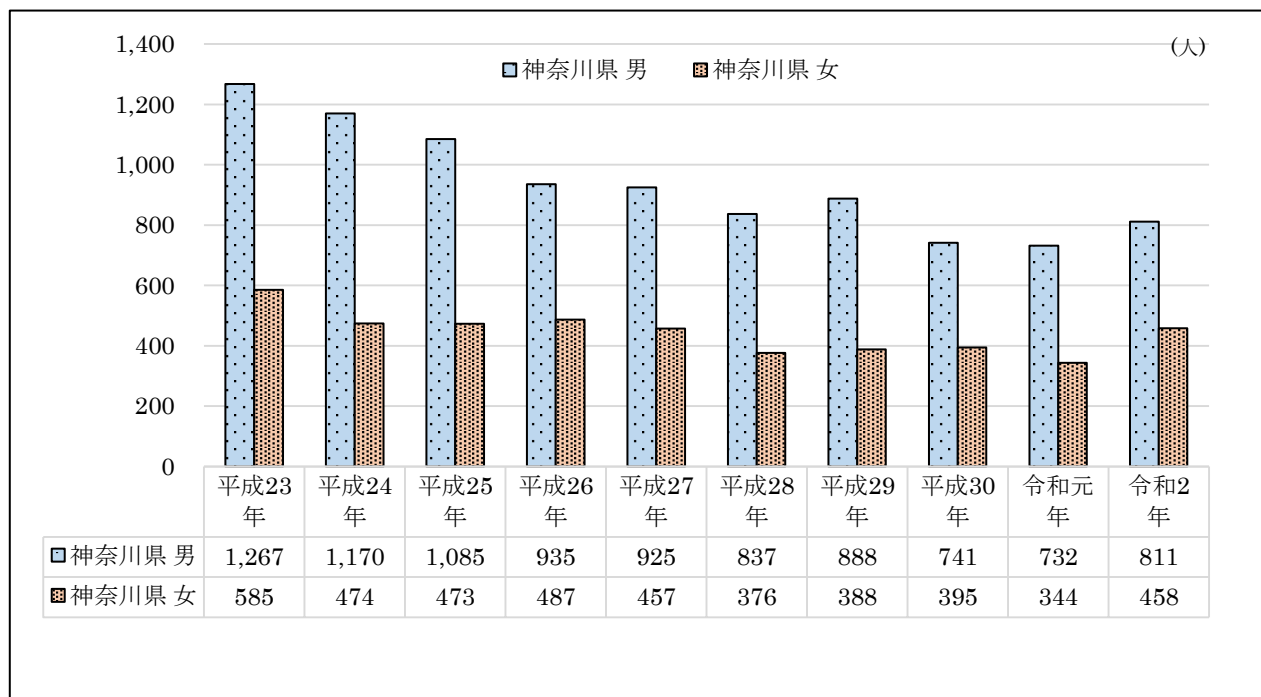
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より引用

図5 全国の男女別自殺者数



警察庁「自殺統計」より引用

図6 神奈川県の男女別自殺者数

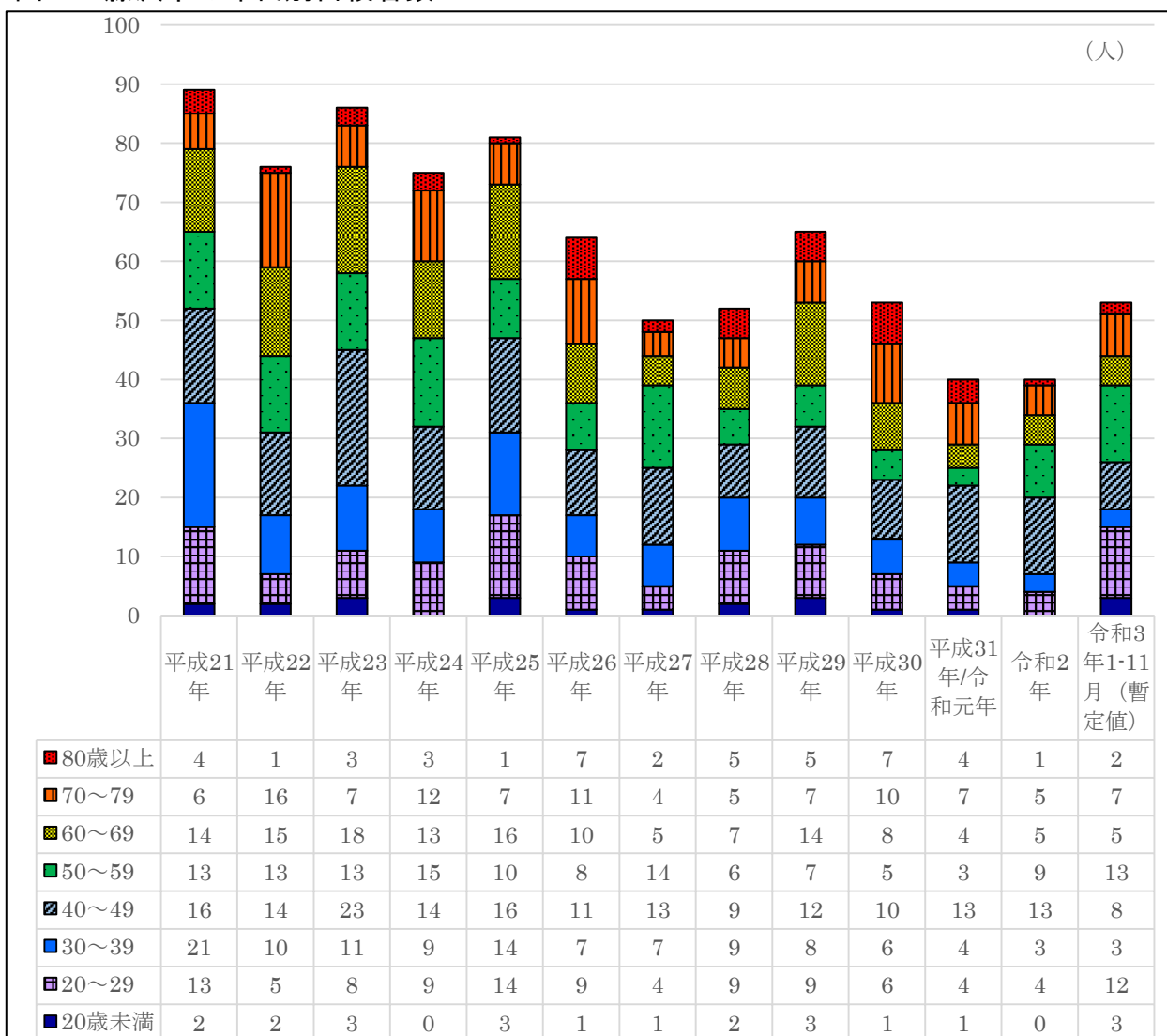


警察庁「自殺統計」より引用

イ 年代別の自殺者数

年代別の自殺者数は、近年では、40代から50代が最も多い年代です。令和3年の特徴として、平成30年から令和2年は、0人から1人だった20歳未満の自殺者数が、令和3年の暫定値では3人と増加しました。また、20代の自殺者数が令和2年の4人から3倍の12人に増加しています。

図7 藤沢市の年代別自殺者数



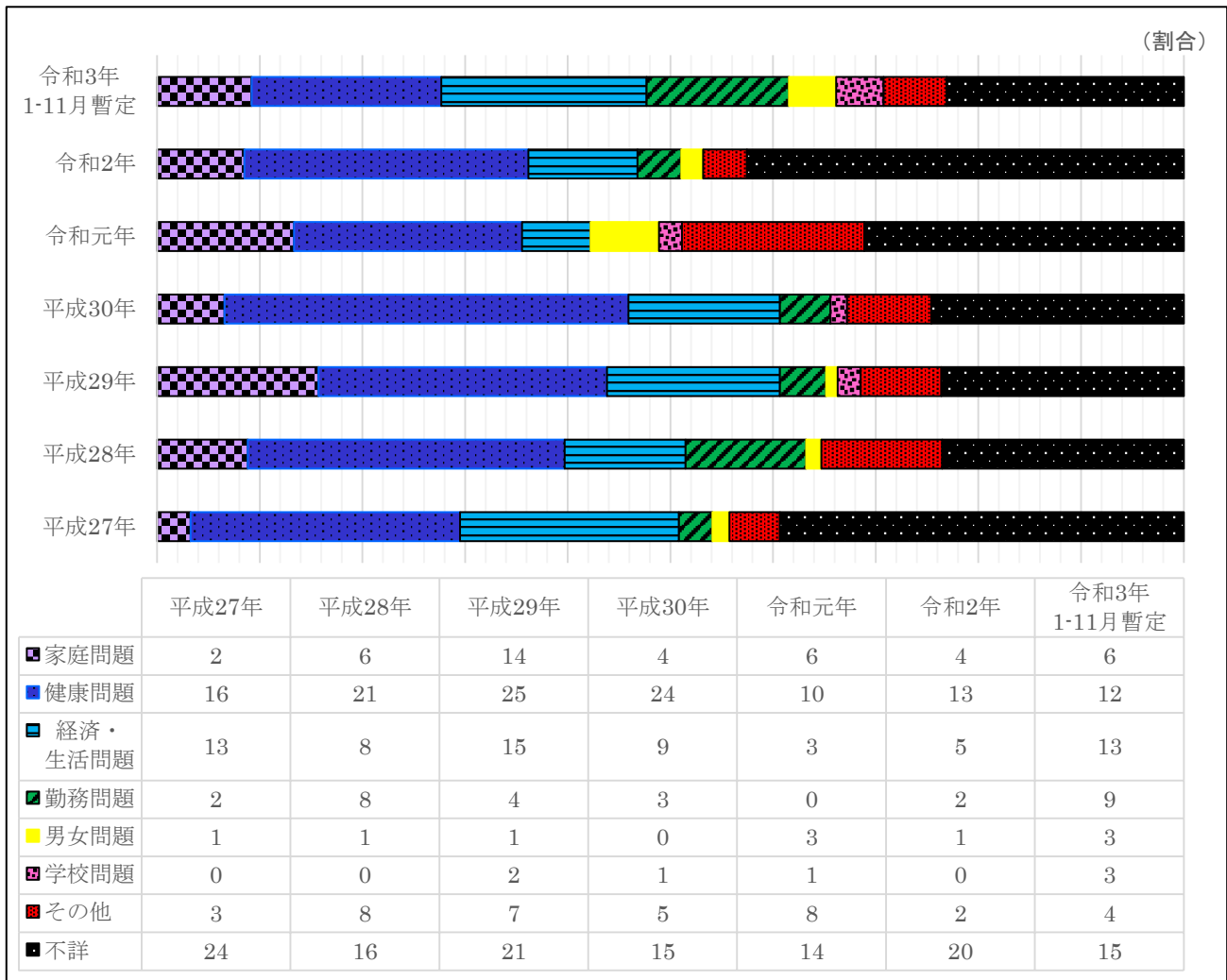
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より引用

(5) 自殺の原因・動機

自殺の原因・動機は、把握されているなかでは、「健康問題」・「経済・生活問題」が主な原因となっています。

令和3年は、「健康問題」が減り、「経済・生活問題」・「勤務問題」が増えているのが特筆すべき点です。

図8 藤沢市の原因・動機別自殺者数（重複あり）



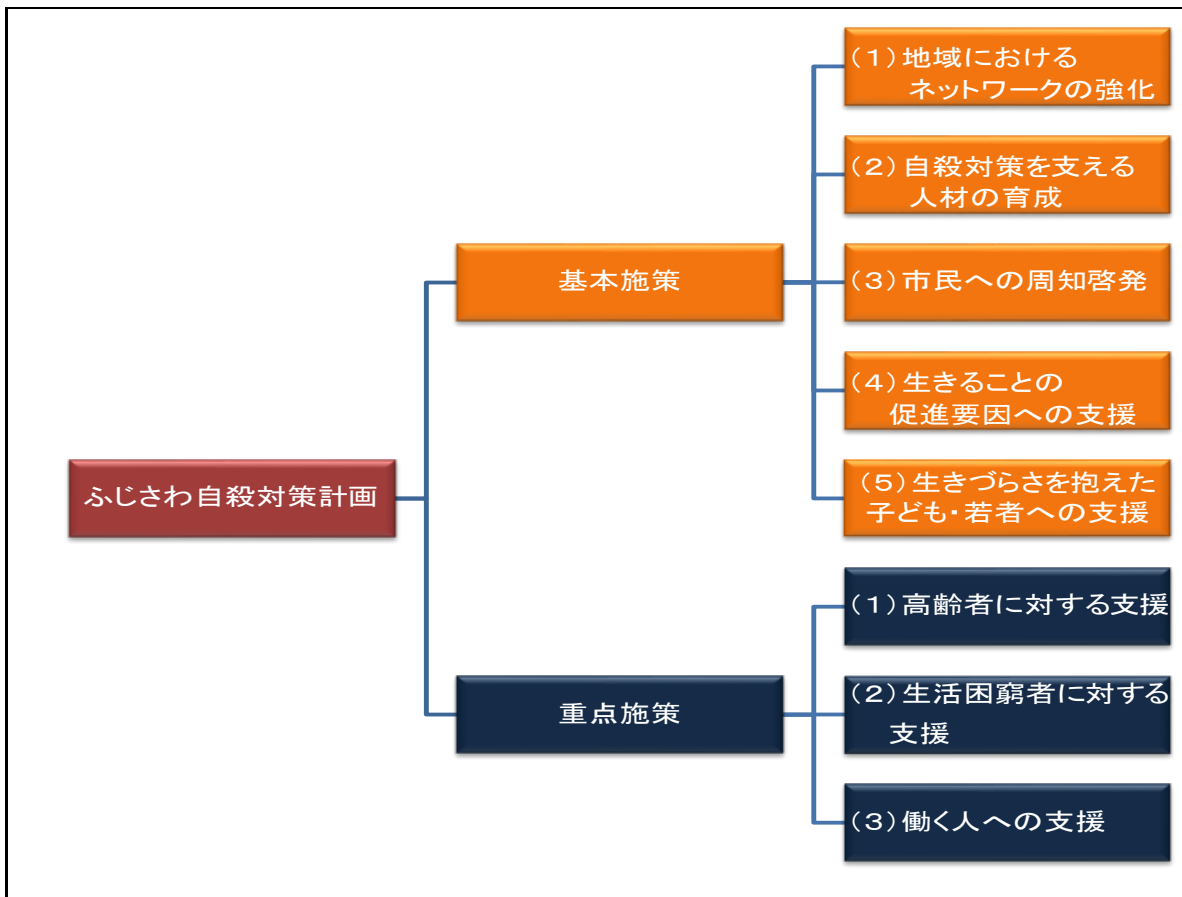
厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」より引用

4 藤沢市の自殺対策の取組

本計画では、基本施策と重点施策に分類し、52事業を掲げています。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本市の取組にも影響が出ています。感染拡大防止のため、大人数が集まる講演会等は中止され、対面での相談なども減少しました。

一方、生活困窮に関わる相談など福祉の相談は、件数が増加しています。また、令和2年6月から新規事業として、「ふじさわコロナこころの相談」を開始しました。

図9 ふじさわ自殺対策計画 施策体系図



(1) 基本施策

(取組は主な事業を抜粋)

項目	主な取組	令和2年度実績
(1) 地域におけるネットワークの強化	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策協議会の開催 地域全体で自殺対策に取り組むため、「藤沢市自殺対策協議会」を設置し、地域に必要な自殺対策を協議する。 ・自殺対策庁内連絡会議の開催 庁内の教育、労働、保健福祉、消費生活、医療等の関係課で構成され、関係各課の自殺対策関連事業に関する情報交換、課題解決に向けた意見交換を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策協議会・自殺対策庁内連絡会 令和2年10月 書面開催
(2) 自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパーの養成 自殺に気持ちが傾いた人の早期発見、早期対応のため自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図る「ゲートキーパー」を累計4,509人養成。令和3年度は、オンラインで養成講座を開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・ゲートキーパー(こころサポーター)養成講座：実施なし ・高齢者のこころの健康1回開催10人参加 ・市職員を対象としたeラーニング研修：実施なし(令和元年は実施)
(3) 市民への周知啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・心身の健康についての市民向けの講演会の開催 ・自殺予防週間のパネル展示や啓発グッズの配布、横断幕の掲示、広報・ホームページなどを活用した普及啓発活動の実施 ・自殺対策強化月間の取組 江の島シーキャンドルを自殺対策のシンボルカラーであるグリーンにライトアップする。 市内4図書館でのメンタルヘルスに関する図書の展示企画(令和4年3月実施予定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉公開講座・自殺対策講演会：実施なし(新型コロナウイルス感染症の影響のため中止) <p>自殺予防啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前街頭活動は中止 ・藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅に横断幕設置 ・保健所に懸垂幕設置 ・藤沢市役所本庁舎5階フロアにパネルを展示

項 目	主な取組	令和2年度実績
(4) 生きることの促進要因への支援	<p>ア 自殺未遂者への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「まごころホットライン」の実施 自殺未遂者とその家族を対象とした専門相談員による電話相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・245回開催 相談件数 実105人 延べ142件
	<p>イ 自死遺族支援事業</p> <p>自死遺族の孤立防止として、あるがままの気持ちを語りあう「藤沢わかちあいの会」の開催</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・原則月1回開催 令和2年：6回開催（延べ29人参加）・6回中止（新型コロナウイルス感染症の影響のため）
	<p>ウ 相談できる場の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談支援センター・北部福祉総合相談室の運営 令和2年度は住居確保給付金の対象者拡充に伴い申請相談が増加した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談支援センター 相談件数 5,317件（基幹型を含む） 北部福祉総合相談室相談件数 390件 地区福祉窓口相談件数 67,551件
	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわコロナこころの相談の開設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわコロナこころの相談件数：168件
	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわ安心ダイヤル24の運営 心や身体の健康などについて、いつでも気軽に相談できるように、24時間体制で専門スタッフによる電話相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふじさわ安心ダイヤル24： 医療相談件数 33,603件 医療機関情報等 16,209件 メンタルヘルスの相談 5,273件 育児相談 236件 健康相談 778件 介護相談 209件 その他 290件
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援事業 障がいのある人とその家族に対し、障がい福祉に関する相談に対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者相談支援： 設置箇所数 7か所 個別相談件数 12,672件
	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターの運営 障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、支援の実施、及び、虐待防止に関する普及啓発活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者虐待防止センターにおける相談・対応： 新規21件、継続19件、終結19件

項 目	主な取組	令和2年度実績
(5) 生きづらさを抱えた子ども・若者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの派遣 市立小・中・特別支援学校にスクールカウンセラーを配置し、児童生徒の抱える悩みや発達にかかわる課題の解消に向け児童生徒、保護者、教職員、地域等への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー 対応回数 40,710 件
	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談ホットラインの運営 いじめに関する相談をスクールカウンセラーや学校問題解決支援員が対応 ・藤沢市子ども相談フォームの運営 市立小中学生の一人一台端末のアカウントを活用し、相談支援につなげるための相談フォームを運用 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ相談ホットライン 18 件 ・いじめ相談メール 11 件
	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの学習・生活支援事業 経済的な理由等により学習環境が整わない児童生徒に対し、学習の場および居場所を提供するとともに、家庭への支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・3 か所設置 登録人数 186 人 (生活困窮世帯 8 人 生活保護世帯 88 人)
	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども若者育成支援事業 (若者サポート事業) 自立や就労に悩む若者やその家族、保護者の方を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・新規登録者数 198 人 相談件数 2,377 件 プログラム等参加延べ人数 2,969 人 進路決定者数 106 人
	<ul style="list-style-type: none"> ・こんにちは赤ちゃん事業 おおむね生後 4 か月までに、助産師等が家庭に訪問。心身の状態確認や育児相談・指導を実施。必要時母の心身をフォローする事業を紹介するなど、継続して支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハローベビィ訪問数 3,107 人

項 目	主な取組	令和2年度実績
(5) 生きづらさを抱えた子ども・若者支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児相談 妊娠・出産時期から育児や子どもの健康上の問題、発育発達に関することなどの相談を予約制及び所内での随時対応で実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 育児相談数 873 人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待防止対策事業 児童虐待に関する相談や通告を受け、児童の安全確認、保護者への指導や支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童虐待相談 518 件 ・ 要保護児童対策地域協議会：代表者会議 1 回、実務者会議 3 回
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの発達相談 心身の発達の遅れやその心配がある子どもの相談を受け、よりよい成長を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新規相談実人数 496 人 個別専門相談 実人数 1,394 人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい児の福祉サービス利用の相談 児童発達支援、放課後等デイサービス等の支給決定を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支給決定者数 1,378 人
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童生徒の SOS の出し方に関する教育 小中学生を対象に地域の保健師が学校に出向いて授業の一環として実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健師による授業については実施なし。国・県作成の啓発資料等を学校に周知 ・ 小中学生を対象とした「SOS 出し方教育」実施に向け、令和3年度児童支援担当教諭及び生徒指導担当者の研修会で、事業概要を保健師が説明

(2) 重点施策

項目	主な取組	令和2年度実績
(1) 高齢者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> いきいきサポートセンターの運営 高齢者の日常生活に関する相談を受け、必要な保健福祉サービスの利用調整などの支援をするとともに、地域の関係機関と連携し、支援体制の構築を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 設置数 18 か所 相談延べ件数 23,518 人 相談実人数 9,040 人
	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護者への支援 介護者の孤立防止、介護者同士の交流等を目的に家族介護者教室の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 家族介護者教室 直営として相談会形式で 1 回開催、委託として 3 回開催、参加者数延べ 29 人 「在宅介護者の会ほほえみの会」月 1 回程度開催。
	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者の虐待防止 高齢者に対する虐待の未然防止や虐待を受けた高齢者の保護、虐待者への支援 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者虐待防止ネットワーク会議 3 回開催、市民向けの講演会 0 回(新型コロナウイルス感染症の影響で中止)、専門職向け研修会を 1 回開催
(2) 生活困窮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護 経済的な理由による生活困窮者世帯に対して、国が定めた最低限度の生活を保障するとともに世帯の状況に応じた自立を支援する。 	<p>(令和2年度平均)</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保護世帯数 4,273 世帯 被保護人員 5,581 人 世帯類型別(構成比) 高齢世帯 2,116 世帯(50%) 母子世帯 253 世帯(6%) 障がい・傷病世帯 1,227 世帯(29%) その他世帯 677 世帯(15%)

項目	主な取組	令和2年度実績
(2) 生活困窮者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業の実施 「バックアップふじさわ」を開設し、就労支援や家計相談を一体的に行うことで生活困窮者が抱える生活課題解決に向けた支援を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 自立相談支援事業 相談件数 5,183 件 住居確保給付金の申請 483 件 就労準備支援事業 48 件 家計改善支援事業 64 件 学習支援事業 3 か所設置 186 件 (登録児童生徒数) 一時生活支援事業 6 件
	<ul style="list-style-type: none"> コミュニティソーシャルワーカーの配置 地域で活動する様々な活動団体とのネットワーク構築による協働により、生活課題を抱える人(世帯)に対し、自立に向けた支援に取り組む福祉の専門職を配置 	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度に全13地区に配置完了
	<ul style="list-style-type: none"> 多重債務相談 弁護士・相談員による多重債務相談 	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士による多重債務相談 66 件
(3) 働く人への支援	<ul style="list-style-type: none"> 一般労働相談 社会保険労務士による労働相談の定期開催 	<ul style="list-style-type: none"> 毎週火曜日、土曜日計97日実施、相談延べ件数226件
	<ul style="list-style-type: none"> 街頭労働相談会 辻堂、湘南台駅において社会保険労務士等による労働相談会の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 街頭相談会は中止し、臨時労働相談会を実施(全20日、相談延べ件数65件、藤沢商工会館及び本庁舎にて実施)
	<ul style="list-style-type: none"> 「勤労ふじさわ」の発行 	<ul style="list-style-type: none"> 労務に関する様々な情報を掲載し、事業者等に対する周知・啓発を実施(毎月発行)
	<ul style="list-style-type: none"> 労働問題懇話会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 10月6日、3月23日(書面開催)
<ul style="list-style-type: none"> ふじさわワーク・ライフ・バランス推進会議の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 3月2日(書面開催) 	

項目	主な取組	令和2年度実績
(3) 働く人への支援	・若年者就労支援事業「ユースワークふじさわ」の実施	・新規登録者数 198 人 相談件数 2,377 件 プログラム等参加延べ人数 2,969 人 進路決定者数 106 人

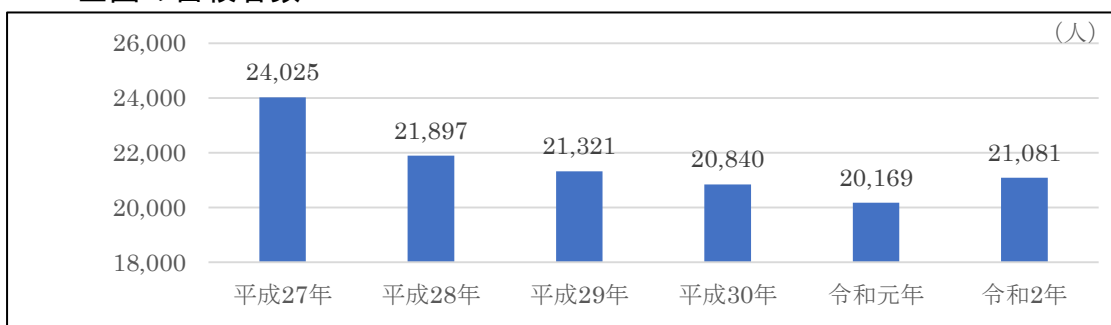
5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大下における自殺の動向

令和2年の全国の自殺者数は21,081人となり、対前年比912人（約4.5%）増加しています。男女別では、男性の自殺者数は、女性の約2倍ですが、男性は11年連続の減少、女性は2年ぶりの増加となっています。

令和2年の自殺者数は前年と比較して、50代及び60代以外の各年代で増加しました。特に、10代及び20代の増加幅が大きく、小学生・中学生・高校生の自殺者数は過去最高となっています。

本市でも、令和3年に入り、女性自殺者数の増加や、10代の自殺者数の発生、20代の自殺者数の増加など、全国と同様の傾向となっています。

図10 全国の自殺者数



令和3年版自殺対策白書より引用

図11 全国年齢階級別自殺者数

	～9歳	10～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	不詳	合計
令和2年	0	777	2,521	2,610	3,568	3,425	2,795	3,026	2,305	54	21,081
令和元年	0	659	2,117	2,526	3,426	3,435	2,902	2,917	2,134	53	20,169
増減	0	118	404	84	142	-10	-107	109	171	1	912

令和3年版自殺対策白書より引用

厚生労働大臣指定法人・一般社団法人「いのち支える自殺対策推進センター」では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下の自殺動向として、コロナ禍において、我が国の自殺のトレンドが加速した可能性があり、近年増加し始めていた「子ども（児童生徒）」や「若年女性」等の自殺者数が令和2年は急増しました。特に、女性自殺者の増加の要因は、女性は非正規雇用が多く、雇い止めや、失業、介護・育児の孤立化、DV被害の悪化、有名人の自殺報道の影響によるものと分析しています。

また、同センターでは、自殺者数増加の中でも、生活支援等の政策が、自殺の増加を抑制している可能性があるとして分析しており、「自殺対策＝生きることの包括的な支援」であるという観点からも、コロナ禍においては、社会的要因のひとつである、生活支援等の更なる強化が求められています。

6 今後の方向性

藤沢市の自殺者数は、平成21年以降減少傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会環境の変化により、令和3年は増加に転じました。特に20歳未満、20代の自殺者数が伸びています。

コロナ禍の不安定な社会情勢は今後も継続すると思われ、現在の取組を継続するとともに、オンラインの活用等「新しい生活様式」のもとでの自殺対策事業を実施していきます。

また、自殺者数が増加している若年層にむけた自殺対策の充実、自殺の原因・動機で令和3年に増えている「経済・生活問題」へ対応するため、「生活困窮者に対する支援」について関係機関・部署と対策の強化に努めます。

また、国際社会共通の目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」がめざす「誰一人取り残さない」社会の実現にむけて、社会的孤立や社会的排除をなくし、お互いに支えあうことのできる地域共生社会の実現のために、庁内のみならず関係機関・団体等との連携協働を図り、自殺対策をより一層推進していきます。



7 計画改定までのスケジュール

計画改定までのスケジュール

令和3年	11月	令和3年度第1回 藤沢市自殺対策協議会・庁内連絡会 開催
令和4年	2月	厚生環境常任委員会 中間報告
	7月	令和4年度第1回 藤沢市自殺対策協議会・自殺対策庁内連絡会にて 計画改定に向けての意見集約
	12月	改定計画の骨子案作成
令和5年	1月	令和4年度第2回 藤沢市自殺対策協議会・自殺対策庁内連絡会にて 骨子案決定
	6月	改定計画素案作成
	7月	令和5年度第1回 藤沢市自殺対策協議会・自殺対策庁内連絡会にて 改定計画素案検討
	8月	令和5年度第1回 藤沢市自殺対策推進会議にて改定計画素案検討
	10月頃	パブリックコメント
	12月	厚生環境常任委員会 改定計画素案報告
令和6年	1月	令和5年度第2回 藤沢市自殺対策協議会・自殺対策庁内連絡会にて 改定計画最終案決定
	2月	厚生環境常任委員会 改定計画報告
	3月	改定計画 策定

以上

(事務担当：健康医療部保健所保健予防課)